

二・一一「建国記念の日」に反対するつどい アピール(案)

「建国記念の日」はもともと、天皇を神格化しその政治を美化した戦前の「紀元節」を復活させたものであり、私たちは、日本国憲法の国民主権の原則と言論、思想、信教、学問の自由を守る立場からこれに反対してきました。

今年二〇一一年は、幡多郡中村町(現四万十市)に生まれた幸徳秋水らが、天皇暗殺を企てた首謀者として「大逆罪」で逮捕され、絞首刑に処せられて百年の年にあたります。日本が植民地帝国と化していく大きなうねりのなかで、天皇制国家が生み出した最大の思想弾圧が大逆事件です。「私が如何にしてかかる重罪を犯したのであるか。もとより十分にこれを言ふの自由は持たぬ。百年の後、誰かあるひは私に代って言ふかもしれぬ」との言葉を秋水は残しています。

それから一世紀。昨年明らかになった大阪地検特捜部主任検事による証拠改ざん事件は、検事による筋書きから事件が生まれたとされ、特捜部の元部長・副部長、主任検事が逮捕される事態となりました。大逆事件に見る国家権力の暴力性は百年を経た今日も、国民の眼前にその姿をまざまざと見せつけました。そうであればこそ、私たちは国家・政府へのチェックを怠らず、基本的人権が尊重される社会の実現に向けて不断の努力を尽くします。

二〇〇六年に「改正」された教育基本法には、その第二条「教育の目標」において、「我が国と郷土を愛する」ことが盛り込まれ、その下で改訂された新しい学習指導要領が小学校で今年四月、中学校でも来年四月より全面実施されます。これにあわせて、学校現場では「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱についての指導や圧力がこれまで以上に強まること懸念されます。

「国旗・国歌法」が制定された現在においても、国民の間には「日の丸」「君が代」に対する多様な考え方が存在しており、その歴史的経緯に照らして、「日の丸」を掲揚し「君が代」を斉唱することが、自らの思想・良心に抵触すると考える子ども、保護者、教職員は少なくありません。私たちは思想及び良心の自由が保障される教育と社会の実現を求めます。

今、平和をめぐっては、「日米同盟」が絶対視され、尖閣諸島問題や竹島問題、朝鮮半島での延坪島(ヨンピョンド)砲撃事件などを背景に、米軍と自衛隊の一体的な軍事行動の強化がすすめられています。そうしたなかで、沖縄普天間基地問題は迷走し、宿毛湾港には米軍艦船の入港が相次いでいます。しかし、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」た憲法を持つ私たちは、その実践を通じて、平和を脅かすあらゆる動きに声をあげるとともに、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有すること」を改めて確認するものです。

私たちは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を真に実現する社会をめざし、新たな一步を踏み出すことをここに決意し、本つどいのアピールといたします。

二〇一一年二月一日

二・一一「建国記念の日」に反対するつどい